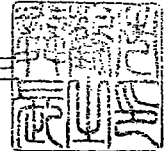




舞市生第 579 号
平成 31 年 3 月 25 日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会
会長 山川 肇 様

舞鶴市長 多々見 良 三



舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則第 3 条に基づき
次のとおり諮問します。

記

【諮問事項】

1. 舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し
2. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し

【諮問理由】

現在の舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：2016年度～2025年度）につきましては、2016年（平成28年）に策定し、本市の廃棄物減量・資源化施策を推進してきたところではありますが、2021年度からの後期5年を迎えるにあたり、現計画において「主要な施策」に位置付けている事業の具体化や、第4期審議会の答申を考慮した計画の見直しについて検討する必要があります。

とりわけ、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しに関しましては、公平な受益者負担の実現に向けた不燃ごみの有料化やごみ排出の利便性向上の検討について第4期審議会から答申をいただいているところであり、市といたしましても、平成17年の可燃ごみの有料化から約13年が経過する中、環境負荷の低減と資源の有効な活用、ごみ処理の効率化などの観点から、可燃ごみ、不燃ごみの発生抑制、分別推進に向けたさらなる取り組みを進める必要があるものと考えております。

近年、国連における「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されて以降、海洋プラスチックや食品ロスなどの廃棄物の問題に対する国際的な関心は高まっており、国においては『プラスチック資源循環戦略』の策定を進めるなど、廃棄物をめぐる国内外の取り組みが大きく進展しようとしています。

こうした中、市におきましては、長期的視野に立った廃棄物減量施策の推進と処理体制の構築、施設の整備について具体的な取り組みを進める必要があります。

つきましては、貴審議会において、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し、並びに、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。